

第12回

事故対応②

事実確認

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



事実確認

事故などが発生した場合に必ず、やらなければならぬものとして、事実確認がある。事実確認は当日に必ず行うことである。1週間も10日も遅れて事実確認をやるようでは、事実確認の意味をなさない。

事実確認を行う目的は2つある。第1は、その事件・事故の解明である。なぜその事件などが起きたかである。第2は、今後起きてくる訴訟への対応である。また、事実確認は、その事件・事故が起きる直前のことから確認しなくてはならない。そして、事実確認の記録をとるときには、3つのポイントで記録をとる必要がある。第1点は、主観をなるべく排除して客観的事実だけを記述すること、第2点は、必ず時系列で書くこと、第3点は、項目ごとに箇条書きで書くことで長文は要らない。

また、自治体の施設などで事件・事故が起き、市民などにけが人が出たりすること

けがをする事故が発生した場合、責任の有無や損害賠償などで当事者双方に争いがあるからといって、直ちに自治体や学校を相手に被害者が訴訟を提起するとは限らない。

保護者の立場からすれば児童が在学中に学校や担任教師の過失責任を問うことになるわけであるから、児童が学校に行きにくくなるといった事態を考慮して直ちに訴訟に踏み切らず、児童の学校の卒業を待つ訴訟を提起することもある。学校側としては、卒業までの間に訴訟が提起されないからといって、当該事件が終結してしまつたと即断し、関係書類を廃棄してしまうような行動は、あまりにも軽率な措置といわざるを得ない。

もしあなたが、事故当時の担当者だとすると、6・7年前の事件の証人として証言を求められることがある。証人は自分の経験から知ることができた事実を供述することである。自分の考えや意見を述べるものではない。

自治体で議会の答弁や委員会の答弁を経験している者でも法廷は一種独特な雰囲気があり、極度の緊張状態に陥りやすいものとなる。また、相手方である原告の弁護士から職員の証人申請が求められることがある。その目的の多くは自治体側の過失などを認めさせる証言を得ようとするのであるから、証人に親切丁寧なことがかり聞くわけではなく、証人がイラつくことも当然聞いている。職員も証言に立つからには、しつ

がある。その場合、所管の管理職が一番陥りやすい行動様式は何かというと、自分を含めて部下職員をすべて被害者の対応に当ててしまうことである。そして、被害者の対応が一段落した後になって、「そうだ、事実確認しなければいけない」と思い付くのである。この時点では事実確認をする意味がほとんど失われてしまう。その対応のポイント「部下職員を同時並行に使う」ということである。具体的には、部下職員に対して「AさんとBさんは被害者の対応に入ってください。そしてCさんとDさんは事実確認をしてください」というふうに職員に指示し、速やかな行動に入ってもらうことである。言われれば当たり前のことと思うであろうが、実際にはこのような単純なことができないのである。

行政経験は長くても事件・事故に遭遇する経験は多くは初めてということである。従って、特に管理者は具体的な指示や対応を常に意識し、考えておかなければ危機にかりと事前準備をしても、あまりにも事細かなことを昨日起きたかのように聞いてこられると、冷静なつもりで対応している、つい興奮し「弁護士さん、10年近くも前の古い話をそんな事細かに聞かれてもそんなに正確に覚えてるわけがないでしょう」などと裁判所で言ったらどうなるのだろうか。証人として過去の事実を述べる立場の者が覚えてないと自白していることになる。そのような対応では自治体側に不利になる結果を招いてしまうことになる。

自治体に損害賠償請求を求める訴訟の場合には、自治体は訴訟が起これたら被告としてそれに対応するが、裁判を提起するか否かは相手側の判断であり、消滅時効にならない範囲であればいつ起こすかも相手方の自由である。従って、裁判を起こすか起こさないかのイニシアチブは一般的には自治体側にはないのである。

しかし、自治体に関係する事故・事件が発生し、市民などに損害が発生する事案が生じていけば、自治体側の責任の有無は別としても、自治体としては裁判が起これることを常に想定して対応を図っておかなければならない。

そのためには、事故・事件が起きたら、直ちに事実確認をし、正確な記録をとっておくこと、これしか自治体に対応する道はないといっても過言ではない。そして訴訟が提起されたら、その記録をもとにして答

対しての適切な行動は取れるものではない。さらに、記録をとることの重要性に関し、訴訟の側面からも考えておかなければならない。公用車の事故となれば、通常は国家賠償法が適用される。国家賠償法の中には時効の規定がないことから、国家賠償法4条に基づき、民法724条に規定を適用して消滅時効3年となる。従って、けがを受けた市民は、原則としては3年以内に訴訟などの行動を自治体に対して起こす必要がある。

ところが、それと異なり債務不履行に基づく安全配慮義務違反の事件も発生する。この場合には時効が3年ではなくて10年となる。どのような場合かという加害者と被害者との間に債権債務関係が発生するものであり、具体的には、公立学校と生徒、公立病院と患者、公の施設と利用者との間で起きる事故などが考えられる。このような事故などの場合は訴訟などが提起されるまでに長期間の日数を要することがある。また、学校内で生徒が

弁書や準備書面を作成し、証人に立つときもその記録を正確に読んで、数年前の事件をしっかりと思い出して、事件当時の状況について証言することになる。そのためには事故・事件の記録をとるといことがいかに重要であるかを自治体はもちろん職員としても肝に銘じておくことが必要であろう。実際に事故・事件が起きた場合の事実確認や記録のとり方は、各自治体は担当者まかせのところが多く、把握すべき事実もまちまちであるのが自治体の大半の実態であろう。

確認すべき事実や統一基準のひな形を作成し、事故・事件が起きた場合の初期対応などを研修等で学んでおかなければ、自治体は常に損害賠償を負うリスクを背負うことになる。

筆者プロフィール

大塚康男 (おつかやすお)

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局次長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)客員教授(「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」)。その他、自治体大学、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『自治体職員が知っておきたい危機管理術』『Q&A議会人のための危機管理』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』などがある。